

## いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺等を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことはもとより、家庭、地域及び関係機関等の協力も得て、いじめの未然防止や早期対応に取り組むことが大切である。

そこで、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法 第13条」の規定に基づき、本方針を策定した。

### 1 いじめに対する基本姿勢

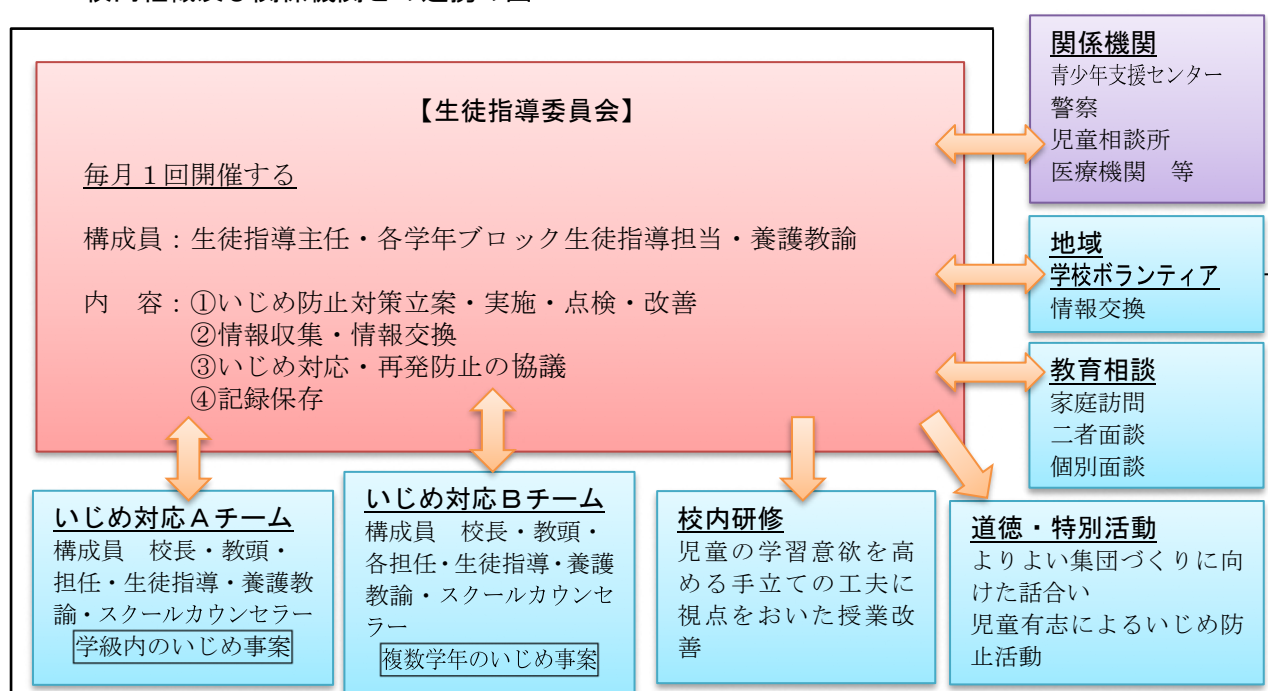
#### (1) 本校の基本的な考え方や方針

- 本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開し、全ての児童と職員が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、「いじめを許さない学校づくり」を進める。
- 児童の主体的ないじめ防止活動を推進及び本校のいじめ防止や早期発見・早期解決に向けた取組により、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組めるようにする。

#### (2) めざす児童像

- よく考え、正しい行動ができる児童
- 自分自身も友達も大切にできる児童
- たくましさと実行力があり、いじめを見逃さない児童

### 2 校内組織及び関係機関との連携の図

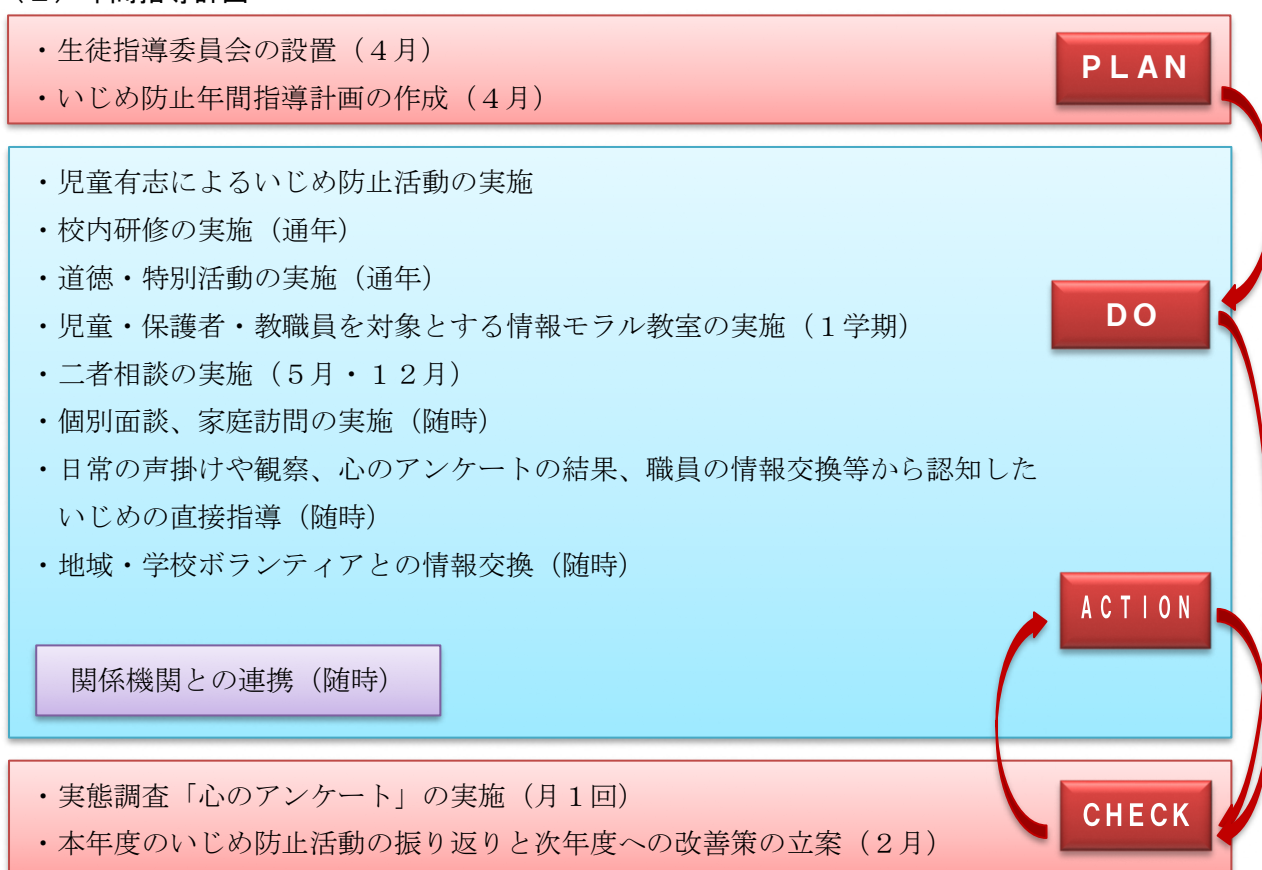


### 3 いじめの未然防止及び早期発見・早期解決に向けた取組

#### (1) 基本方針

- 全教育活動において、望ましい人間関係を形成し、互いのよさを認め合いながら児童の自己有用感を育てる。
- 児童主体によるいじめ防止活動等を通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てる。
- 全職員・家庭・地域と協力し、様々な視点から児童を観察したり、情報交換したりするなど、早期発見・早期解決に努める。

#### (2) 年間指導計画



#### (3) 未然防止に向けた具体的な取組

- 児童が授業に参加することが楽しくなるよう、学習意欲が高まる手立てを工夫した授業改善に取り組む。
- 一人一人の児童が安心して自分の力を発揮できる集団になるよう、道徳や特別活動において児童の規範意識を高めたり、よりよい集団を目指した話合いの場を設けたりする。
- 児童の主体的な取組について保護者や地域に周知するため、学校通信や学級通信等で発信する。
- ネットいじめ等児童の身近に迫る危険について啓発するため、青少年支援センターや前橋警察署と連携し、情報モラル教室を開催する。保護者への参加も呼び掛ける。

#### （４）早期発見・早期解決に向けた具体的な取組

- いつでも気軽に相談できる児童・保護者との信頼関係を築く。
- 日常の声掛けや観察、心のアンケートの結果、職員や地域、学校ボランティアとの情報交換等から認知したいじめについて必要に応じ、いじめ対応チームでの会議またはいじめ対策委員会を迅速に開き、被害児童への心のケア、加害児童への指導、保護者対応について方針を立てる。
- いじめの聞き取り調査や対応等について記録を取り、全職員で共有できるよう保存する。
- 認知したいじめについては、青少年支援センターに報告する。

#### （５）保護者・地域との連携

- 家庭訪問（随時）・二者面談・個別相談等で保護者と情報交換する機会を多くもつ。
- 保護者はもちろん、学校運営協議会や学校別サポート会議等で地域との連携を図り、学校と地域が一体となった児童の健全育成を推進する。
- 認知したいじめについては、すべて青少年支援センターに報告をする。
- 本方針をホームページで公開し、保護者や地域への周知を図る。

### 4 重大な事案発生時の取組

#### （１）基本方針

- いじめ対応チーム（校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・該当児童担任・スクールカウンセラー）を設置し、被害児童の心のケア、加害児童への指導、保護者との連携等、解決に向けて協議し、組織で対応する。
- 再発防止に向けた取組について協議し、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組めるようにする。

#### （２）具体的な取組

- 関係児童及び全職員から聞き取り調査を実施する。
- 被害児童の心のケアを保護者やスクールカウンセラー、必要に応じ関係機関と連携して行う。
- 加害児童への指導を行うとともに、事実や今後の対応について保護者に連絡をする。
- 関係する学級の児童に事実を説明し、再発防止に向け、学級で話し合いの場を設ける。
- 被害児童及び加害児童の経過観察を３ヶ月以上行う。いじめが解消したと考えられる後も継続して観察をする。
- ネット上で認知されたいじめについて、不適切な書き込み等については、保護者に削除を依頼する。必要に応じ、関係機関と連携し、その後の対応について協議する。
- いじめの聞き取り調査や対応等について記録を取り、全職員で共有できるよう保存する。
- 認知したいじめについては、青少年支援センターに報告する。

### 5 取組への評価と改善

- 生徒指導委員会において、いじめの早期発見・早期解決・重大な事案発生時の取組について評価し、改善を図る。